

防府市資源循環型肉用牛経営育成事業実施及び補助金交付要綱

平成27年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、資源循環型肉用牛経営育成事業実施要領（平成19年5月8日付け平19畜産振興第95号）に基づいて行う資源循環型肉用牛経営育成事業（以下「事業」という。）の実施及び事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この事業は、水田を活用した飼料作物の栽培及び堆肥の処理散布を条件として、肉用牛の増頭に必要な施設整備の経費の一部を助成することにより、経営規模拡大を通じた肉用牛生産の振興及び地域内資源循環を図ることを目的とする。

(事業の種類、実施主体及び内容)

第3条 この事業の種類は、次に掲げる事業とし、農業協同組合又は2戸以上の営農集団等（以下「農協等」という。）が事業を選択し、実施するものとする。

- (1) 繁殖経営育成対策事業
- (2) 肥育経営育成対策事業

2 この事業の実施主体は、農協等とする。

3 第1項の事業の内容及び事業実施対象者（以下「対象者」という。）は、別表1のとおりとする。

(事業の実施)

第4条 事業を実施しようとする農協等は、事業実施計画書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により事業実施計画書の提出があったときは、その内容を審査し、事業実施計画の適否を決定し、その旨を提出のあった農協等に通知するものとする。

(推進指導体制)

第5条 農協等は、市及び所轄の農林事務所等関係機関の協力を得て推進指導体制を整備し、対象者に対して事業実施の指導推進に当たるものとする。

(補助の対象等)

第6条 市は、予算の範囲内で、農協等が行う第3条に掲げる事業に要する経費につき、農協等に対し補助する。

2 前項に規定する補助の対象となる事業の経費及び当該経費に対する補助率等は、別表2に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第7条 前条の規定による補助金の交付を申請しようとする農協等は、補助金交付申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 農協等は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を農協等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、必要があると認めるときには、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第9条 前条第1項の規定による通知を受けた農協等は、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して20日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第10条 市長は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなったとき又は事業を遂行することができなくなったとき（農協等の責めに帰すべき事情による場合を除く。）は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費について、補助金を交付することができる。

(1) 事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

3 前項の規定による補助金の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合は別表2に準ずるものとする。

4 第8条の規定は、第1項本文の場合について準用する。

(事業計画の変更等に係る承認の申請)

第11条 農協等は、第8条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた後、次に掲げる計画の変更を加えようとするときは、速やかに変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 対象者の変更

(2) 事業内容の変更

(3) 事業に要する経費の変更（第3条に掲げる各事業の経費の増減が20%を超える場合に限る。）

(実績報告)

第12条 農協等は、事業を完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までに実績報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 第7条第2項のただし書による交付申請を行った農協等は、前項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が

明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第7条第2項のただし書による交付の申請を行った農協等は、第1項の実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額を減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（様式第5号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第13条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を農協等に通知するものとする。

（是正のための措置）

第14条 市長は、第12条の実績報告書の提出があった場合において、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、農協等に対し、これに適合させるため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 第12条の規定は、農協等が前項の規定により命ぜられた措置の実施を完了した場合について準用する。

（補助金の交付）

第15条 第13条の規定による通知を受けた農協等は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（実施状況報告）

第16条 農協等は、事業開始年度から起算して3年目及び5年目に当たる年度において、当該年度の3月31日までに実施状況報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（関係書類の整備）

第17条 農協等は、事業の施行状況及び当該事業に係る収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、補助金の交付の決定があ

った年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(報告及び検査等)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、農協等に対して報告を求め、前条の帳簿その他関係書類若しくは事業の実施状況を検査し、又は事業の実施上必要な指示をすることができる。

(補助金の交付決定の取消し等)

第19条 市長は、農協等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3) 事業の実施方法が不相当である認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、農協等に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(財産処分制限)

第20条 農協等は、事業により取得し、又は効用の増加した財産で、不動産及びその従物、取得価格又は効用の増加した額が1台につき50万円以上の機械及び器具については耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数)の期間内において、市長の承認を受けずに事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 前項の場合において、市長の承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部に相当する額を市に納付させることがある。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

事業の種類	事業の内容	事業実施対象者
1 繁殖経営 育成対策事業	<p>(1) 繁殖経営農家の飼養規模を拡大するため、低コスト畜舎を新築、増築又は改築すること。</p> <p>(2) 粗飼料及びふん尿処理の省力化を図るため、粗飼料貯蔵施設又は飼養管理機械を導入すること。</p>	<p>次の要件を満たす農業者</p> <p>(1) 繁殖雌牛を飼養し、多頭飼養に意欲的であること。</p> <p>(2) 繁殖雌牛の飼養規模を5頭以上もしくは9頭以上増頭すること。</p> <p>(3) 肉用牛繁殖経営の中核農家として、地域への多頭飼養普及効果が見込まれること。</p> <p>(4) 水田における飼料作物の作付けを増頭1頭当たり8アール以上増加させること。</p> <p>(5) 堆肥を適正に処理し、可能な限り地域内に還元すること。</p>
2 肥育経営 育成対策事業	<p>(1) 肥育経営農家の飼養規模を拡大するため、低コスト畜舎及び堆肥舎を新築、増築又は改築すること。</p> <p>(2) 粗飼料及びふん尿処理等の省力化を図るため、省力飼養管理機械等を導入すること。</p>	<p>次の要件を満たす農業者</p> <p>(1) 肥育牛を飼養し、多頭飼養に意欲的であること。</p> <p>(2) 当該畜舎において、肥育牛を20頭以上増頭すること。</p> <p>(3) 肉用牛肥育経営の中核農家として、地域への多頭飼養普及効果が見込まれること。</p> <p>(4) 水田における飼料作物の作付けを増頭1頭当たり2アール以上又は稲わらの収集を1頭当たり5アール以上増加させること。</p> <p>(5) 堆肥を適正に処理し、可能な限り地域内に還元すること。</p>

別表 2 (第 6 条関係)

事業の種類	経費	補助率	補助限度額
1 繁殖経営 育成対策事業	(1) 畜舎の新築、増築又は 改築に要する経費 (2) 粗飼料貯蔵施設又は飼 養管理機械の購入に要する経 費	当該事業に要する経費の 2 分の 1 以内。 ただし、総事業費の 4 分の 1 以内とする。	1 件当たり、5 頭以上 8 頭以下の増頭計画 にあつては 4 8 4 千円、9 頭以上の増頭 計画にあつては 8 1 4 千円を限度とする 。
2 肥育経営 育成対策事業	(1) 畜舎及び堆肥舎の新築 、増築又は改築に要する経費 (2) 省力飼養管理機械等の 購入に要する経費	当該事業に要する経費の 2 分の 1 以内。 ただし、総事業費の 4 分の 1 以内とする。	1 件当たり、2, 2 5 8 千円を限度とす る。
備考 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。			

様式第1号（第4条関係）

年度資源循環型肉用牛経営育成事業実施計画書

年 月 日

防府市長 様

事業実施主体名 住所
氏名

年度資源循環型肉用牛経営育成事業を実施したいので、防府市資源循環型肉用牛経営育成事業実施及び補助金交付要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 総括

事業の種類	事業実施主体		総事業費	負担区分	
	所在地	名称及び代表者		補助金	その他
			円	円	円

2 添付書類

- (1) 計画書（様式1 - 2）
 - (2) 飼料作付けに係る証明※
 - ア 事業実施対象者に係る産地づくり等営農計画書
 - イ 水田を借用する者等（事業実施者以外の者が作付けした飼料作物を利用する者を含む）にあつては借地における飼料作付けに係る書類（飼料作物利用供給協定書、農作業受委託契約書）
 - (3) 事業実施位置図※
 - (4) 畜舎施設配置図※
 - (5) 見積書※
 - (6) 設計図※
 - (7) 営農集団等規約※（ただし、農協については不要）
 - (8) みどりのチェックシート※
- ※(2)から(8)は写しとする。

様式 1 - 2

年度資源循環型肉用牛経営育成対策事業
繁殖（肥育）経営育成対策事業 計画書

年 月 日

事業対象者 住所
氏名

1 飼養頭数（現状と計画）

区 分	現 状	計 画					備 考
		初年次	2年次	3年次	4年次	5年次	
育成雌牛	頭	頭	頭	頭	頭	頭	
成雌牛							
子牛							
肥育牛							
計							

- 注 1 現状の欄は、計画書作成時の頭数とし、計画の欄は、年度末頭数とする。
2 子牛は市場出荷時までとし、育成雌牛は16箇月齢まで、成雌牛は16箇月齢以上のものとする。

2 耕地別飼料作付け、稲わら収集面積

区 分	所有地(a)			借地(a)			備 考
	現状	3年後	5年後	現状	3年後	5年後	
水 田							
普通畑							
飼料畑							
稲わら							
その他							
計							

- 注 1 飼料作付け面積のうち借地の場合は、備考欄に借入れ先の氏名を記入すること。
2 放牧を行う場合はその他に記入し、備考欄に放牧と記入すること。

3 堆肥散布（現状と3年後、5年後の計画）

処 理 方 法	現状	3年後	5年後
ふん尿を自家外で処理			
ふん尿を自家処理し、所有地で利用			
ふん尿を自家処理し、借地で利用			
ふん尿を自家処理し、所有地・借地以外で利用			
ふん尿を自家処理し、譲渡・販売で利用			
その他()			
計			

4 畜舎及び管理用機械器具等の所有状況

(1) 畜舎・飼料貯蔵施設・堆肥舎及び機械器具

区 分	数 量	建設・設置年月	購入価格	備 考
畜 舎	m ²	年 月	千円	
飼 料 貯 蔵 庫				
堆 肥 舎				
そ の 他				

注 建物が複数ある場合は、区分を分けてそれぞれ記入する。

(2) 機械器具

機 械 器 具 名	数 量	購入年月	購入価格	備 考
		年 月	千円	

注 性能・機能については備考欄に記入する。

5 施設及び管理機械整備計画

区 分	数 量	単 価	金 額	備 考
畜 舎	m ²	千円	千円	
堆 肥 舎				
粗 飼 料 貯 蔵 施 設				
飼 養 管 理 機 械				
計				

注 備考欄に新築、増築、改築の別を記入する。

様式第2号(第7条関係)

年度資源循環型肉用牛経営育成事業補助金交付申請書

年 月 日

防府市長 様

事業実施主体名 住所
氏名

年度において、下記のとおり資源循環型肉用牛経営育成事業を実施したいので、防府市資源循環型経営育成事業実施及び補助金交付要綱第7条の規定により、補助金円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

事業の種類	事業実施主体		総事業費	負担区分	
	所在地	名称及び代表者		補助金	その他
			円	円	円

3 事業実施対象者

住所	氏名	年齢

4 予算額

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
補 助 金	円	円	円	円	
そ の 他	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

5 事業完了予定年月日(完了年月日)

年 月 日

様式第3号（第11条関係）

年度資源循環型肉用牛経営育成事業変更承認申請書

年 月 日

防府市長 様

事業実施主体名 住所
氏名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定の通知がありました。年度資源循環型肉用牛経営育成事業について、下記の理由により事業の内容及び経費の配分の変更承認を受けたいので、防府市資源循環型肉用牛経営育成事業実施及び補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

注 記の記載要領は、様式第2号に準ずるものとする。この場合において、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分を比較対照できるよう、変更に係る部分について二段書きにし、変更前を上段に括弧書きすること。また、「事業の目的」を「変更の理由」に変えること。

様式第4号(第12条関係)

年度資源循環型肉用牛経営育成事業実績報告書

年 月 日

防府市長 様

事業実施主体名 住所
氏名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定の通知がありました
年度資源循環型肉用牛経営育成事業については、下記のとおり実施したの
で、防府市資源循環型肉用牛経営育成事業実施及び補助金交付要綱第12条の規定により、
その実績を報告します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

事業の種類	事業実施主体		総事業費	負担区分	
	所在地	名称及び 代表者		補助金	その他
			円	円	円

3 事業実施対象者

住所	氏名	年齢

4 予算額

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
補 助 金	円	円	円	円	
そ の 他	円	円	円	円	
計	円	円	円	円	

5 事業完了年月日

年 月 日

6 添付書類

- (1) 事業報告書(様式4 - 2)
- (2) 事業検収書※
- (3) 事業実施位置図※
- (4) 畜舎施設配置図※
- (5) 領収(又は請求)書※
- (6) 写真

※(2)から(5)は写しとする。

年度資源循環型肉用牛経営育成対策事業
繁殖（肥育）経営育成対策事業 事業報告書

事業対象者 住所
氏名

1 飼養頭数

区 分	飼 養 頭 数 (頭)	備 考
育 成 雌 牛		
成 雌 牛		
子 牛		
肥 育 牛		
計		

注 1 飼養頭数は、現状の頭数とする。

2 子牛は市場出荷時までとし、育成雌牛は16箇月齢まで、成雌牛は16箇月齢以上のものとする。

2 耕地作付け、飼料作物作付け及び稲わら収集面積

区 分	所有地 (a)	借地 (a)	飼料作付面積計 (a)	備考
水 田				
普 通 畑				
飼 料 畑				
稲 わ ら				
そ の 他				
計				

注 1 飼料作付け面積のうち借地の場合は、備考欄に借入れ先の氏名を記入する。

2 放牧を行う場合はその他に記入し、備考欄に放牧と記入する。

3 堆肥散布

処 理 方 法	数 量 (t)
ふん尿を自家外で処理	
ふん尿を自家処理し、所有地で利用	
ふん尿を自家処理し、借地で利用	
ふん尿を自家処理し、所有地・借地以外で利用	
ふん尿を自家処理し、譲渡・販売で利用	
その他()	
計	

4 経費

区 分	数 量	単 価	金 額	備 考
畜 舎	m ²	千円	千円	
堆 肥 舎				
粗 飼 料 貯 蔵 施 設				
飼 養 管 理 機 械 (機 械 名)				
計				

注 備考欄に新築、増築、改築の別を記入する。

様式第5号（第12条関係）

年度消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

防府市長 様

事業実施主体名 住所
氏名

年 月 日付け指令 第 号により交付決定通知のありました
補助金について、防府市資源循環型肉用牛経営育成事業実施及び補助金交付要綱第12条第
3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の額の確定額	金	円
（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）		
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

注 参考となる資料を添付すること。

様式第6号(第15条関係)

年度資源循環型肉用牛経営育成事業補助金交付請求書

年 月 日

防府市長 様

事業実施主体名 住所
氏名

年 月 日付け 第 号で、額の確定の通知がありました 年度資源循環型肉用牛経営育成事業について、金 円を交付されるよう請求します。

記

事業の種類	総事業費	補助金確定額	請求金額	備考
	千円	千円	千円	
計	千円	千円	千円	

振込先

振込先 金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫・ 農協・漁協・信用組合					
	支店・店・支所・出張所					
口座番号・種別						1:普通 2:当座 3:その他()
口座名義 カタカナで記入 願います						

様式第7号(第16条関係)

年度資源循環型肉用牛経営育成事業実施状況報告書

年 月 日

防府市長 様

事業実施主体名 住所
氏名

年度資源循環型肉用牛経営育成事業について、事業完了後、下記のとおり実施したので、防府市資源循環型肉用牛経営育成事業実施及び補助金交付要綱第16条の規定により、その実施状況を報告します。

記

1 事業総括

事業対象者	事業の種類	総事業費	補助金交付額	事業完了日	備考
		千円	千円		
計					

2 添付書類

(1) 事業実施状況報告書(様式7 - 2)

年度資源循環型肉用牛経営育成対策事業
 繁殖（肥育）経営育成対策事業 実施状況報告書

年 月 日

事業対象者 住所
 氏名

1 飼養頭数

区 分	飼養頭数（頭）			備 考
	実施年	3年目	5年目	
育成雌牛				
成雌牛				
子牛				
肥育牛				
計				

- 注 1 3年目の報告では、5年目の計画数も記入すること。
 2 子牛は市場出荷時までとし、育成雌牛は16箇月齢まで、成雌牛は16箇月齢以上のものとする。

2 耕地作付け、飼料作付け及び稲わら収集面積

区 分	所有地（a）			借地（a）			備 考
	実施年	3年目	5年目	実施年	3年目	5年目	
水田							
普通畑							
飼料畑							
稲わら							
その他							
計							

- 注 1 3年目の報告では、5年目の計画数も記入すること。
 2 飼料作付け面積のうち借地の場合は、備考欄に借入れ先の氏名を記入する。
 3 放牧を行う場合は、その他に記入し、備考欄に放牧と記入すること。

3 堆肥散布

処 理 方 法	実施年	3年目	5年目
ふん尿を自家外で処理			
ふん尿を自家処理し、所有地で利用			
ふん尿を自家処理し、借地で利用			
ふん尿を自家処理し、所有地・借地以外で利用			
ふん尿を自家処理し、譲渡・販売で利用			
その他()			
計			

注 3年目の報告では、5年目の計画数も記入すること。